

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社Cに所属し、店舗開発営業の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、自宅から自家用車にて顧客先に向かっていたところ、体調不良となり、D病院に救急搬送され「左被殻出血」と診断され、同年○月○日、E病院に転医し、「左被殻出血」と診断された。
- 3 本件は、請求人が請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び障害補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人に発症した疾病について、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「左被殻出血」（以下「本件疾病」という。）と診断し、その発症時期は平成○年○月○日午前○時頃と述べており、当審査会としても、本件疾病の発症経緯等から見て、同意見は妥当であると判断する。
- (2) 本件疾病を含む脳血管疾患に係る業務起因性の判断基準については、決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号)が策定されており、当審査会としても、この取扱いは妥当なものと考えことから、以下、同認定基準に基づいて検討する。
- (3) 請求人の労働時間について

#### ア 労働時間の算定方法

(ア) 請求人の雇用契約書において、勤務時間は午前9時から午後6時30分を基本シフトとし、休憩時間は、拘束時間の中で1時間30分を2回以上に分けて取得することとされていること、会社において、労働時間の全部又は一部について事業所外で勤務し、労働時間を算定し難い場合は、所定労働時間を勤務したものとみなすとの取扱いがされている（就業規則第○条。）ことから、請求人は、基本的に、午前9時から午後6時30分まで業務に従事し、休憩時間を1時間30分取得していたとするのが妥当である。

ところで、請求人は、求人公開カードに記載された所定労働時間（午前9時30分から午後6時30分）が適用されると主張しているが、採用時に雇用契約書記載の内容で雇用契約が締結され、その後、求人公開カード記載の就業時間に変更される手続が行われていないことからすると、雇用

契約書に記載された所定労働時間等により、請求人の労働時間を算定すべきものである。

(イ) また、請求人は、週 1 回程度店舗開発部会議（以下「ミーティング」という。）に出席しており、出席した日は、午前 8 時 30 分までに営業所に出勤し、ミーティング終了後に営業等に外出し、業務終了後に直帰している。そこで、私用車社用燃料費申請書及び会社店舗開発部・営業の記録（以下「営業記録」という。）によって、ミーティングに出席したと認められる日は、午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで業務に従事していたとするのが妥当である。

(ウ) さらに、請求人は、地主訪問を行い地権者と交渉できるのは地権者が帰宅する午後 7 時半から午後 9 時までの間であったと述べていること、私用車社用燃料費申請書及び営業記録の記載から、請求人が頻繁に地主訪問を行っていたと認められること、G 部長が、請求人は午後 8 時から午後 9 時頃に地主と会うことも多く、帰宅時刻が午後 11 時頃になることもあった旨述べていることを総合すると、請求人は、夜間に地主訪問をして営業活動を行うこともあったと認められる。そうすると、営業記録（平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの記録）で午後 6 時以降に地主訪問と記載されている日については、終業時刻は、営業先から自宅への直帰時間（1 時間から 1 時間 30 分）を考慮し、請求人が自家用車で帰宅した時刻と記載している時刻の 1 時間前とするのが相当である。

なお、平成〇年〇月〇日（本件疾病発症の 6 か月前の日）から平成〇年〇月〇日までの期間については、請求人から営業記録が提出されておらず、請求人の帰宅時刻が特定できないことから、同期間において、私用車社用燃料費申請書から地主訪問を行ったと認められる日に限っては、それらの日における終業時刻をいずれも、同月〇日から同年〇月〇日（本件疾病発症の前日）までの期間の午後 6 時以降に地主訪問を行ったと認められる日の終業時刻を平均した午後 9 時 33 分とするのが相当である。

(エ) また、請求人は、自宅と営業先との間の直行直帰の移動時間を労働時間であると主張している。しかしながら、請求人の労働のほとんどが使用者の管理下ではなく、請求人の裁量の下で、請求人の自宅から自家用車によ

る直行直帰で地主や不動産業者の訪問を行うものであり、請求人が会社に連絡をしたり、会社から具体的な指示や指揮命令を受けることもほとんどなかった。このような業務態様に照らせば、自宅と営業先との間の直行直帰の移動時間は、会社の指揮命令下にある労働時間ということとはできない。

イ 上記の算定方法により請求人の労働時間を集計したところ、別紙２（略）の労働時間集計表のとおりとなる。

（４）異常な出来事について

本件疾病の発症直前から前日までの間において、請求人が異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

（５）短期間の過重業務について

請求人の本件疾病の発症前おおむね１週間の時間外労働時間数は１６時間であり、休日は２日取得されていることから、短期間において、特に過重な業務に就労した事実は認められない。

（６）長期間の過重業務について

請求人の本件疾病の発症前おおむね６か月間の労働時間数をみると、発症前１か月間の時間外労働時間は３５時間３０分、発症前２か月間ないし６か月間における１か月当たりの平均時間外労働時間の最長は、発症前６か月平均の４４時間２７分であり、他に考慮すべき負荷要因もないことから、長期間において、特に過重な業務に従事した事実は認められない。

（７）以上によれば、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

### ３ 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。